

公告第1号

原町斎場火葬炉残骨灰売却に係る一般競争入札の施行について

原町斎場火葬炉残骨灰を一般競争入札により売却するにあたり、地方自治法施行令第167条の6第1項及び南相馬市一般競争入札実施要綱の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月6日

南相馬市長 門馬和夫



1 入札物件の概要

原町斎場で令和8年4月1日以降に発生する残骨灰のうち、令和9年3月31日までに回収及び処理等が完了する残骨灰とする。(参考：令和7年度における発生残骨灰約1,000kg)

2 売却条件等

- (1) 売却代金は、残骨灰1kgあたりの単価契約(単位：円/kg)とする。
- (2) 残骨灰は、保管場所から現状渡しとなります。
- (3) その他原町斎場火葬炉残骨灰売却仕様書のとおり

3 入札参加資格

参加することができる者は、売却条件を満たす法人等としますが、次に掲げる事項に該当する場合は、入札に参加することはできません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる者
(当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者や破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者など)
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生開始手続きの申し立てをしている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生開始手続きの申し立てをしている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く)
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号又は第6号に該当する者、またはこれら暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるような関係を有する者
- (4) その他市長が不適当と認めた者

4 入札参加資格の確認申請

- (1) **受付期間：令和8年1月6日(火)から令和8年2月6日(金)**

※上記期間内に持参(ただし、土曜日、日曜日、祝日除く)

9時～12時、13時～17時の間)により提出してください。

※上記期間内に入札参加資格確認申請書を提出しなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、一般競争入札に参加することはできません。

- (2) **受付場所：クリーン原町センター 事務室**

〒975-0027 南相馬市原町区上北高平字東高松37番地の1

- (3) **提出書類：次のア～オの書類等**

ア 原町斎場火葬炉残骨灰売却に係る一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)

イ 原町斎場火葬炉残骨灰売却に係る一般競争入札使用印鑑届（様式第2号）

ウ 誓約書（様式第3号）

エ 法人登記履歴事項全部証明書（原本）（法人の場合のみ）

オ 市税の完納証明書（原本）

※住民登録地又は本店所在地の市町村税について全く未納のないことの証明。南相馬市であれば「市税の完納証明書」を提出。その他の自治体は、これに相当する証明書を提出。提出された証明書は返却しません。

【注意】滞納されている場合は受付できません。

（4）その他

審査の結果、入札参加資格を有すると認められる者には、入札参加資格通知書をメールで送信します。

5 質疑応答

（1）質疑受付期限：令和8年2月12日（木）正午まで

（2）質疑提出先：南相馬市市民生活部生活環境課（クリーン原町センター） 宛

※質疑のない場合は、提出の必要はありません。

※質疑は書面（任意様式）によること。（申請者の記名・押印があること）

※質疑はメール、FAX、郵送、持参いずれかによること。

※質疑を提出された際は、市に届いているか必ず連絡をしてください。

メール：seikatsukankyo@city.minamisoma.lg.jp

FAX：0244-23-7080

郵送・持参：南相馬市原町区上北高平字東高松37番地の1

（3）質疑回答：2月13日（金）までに市ホームページ上で回答します。

6 一般競争入札の日時及び場所

（1）入札日時：令和8年2月17日（火）13時30分

※入札開始時間に遅れますと、入札に参加できませんのでご注意ください。

（2）入札場所：南相馬市リサイクルプラザ2階研修室

（南相馬市原町区上北高平字東高松37番地の1）

7 その他入札に関すること

（1）入札当日に必要なもの

ア 入札参加資格通知書

市から事前に参加希望者へメールされる参加票です。

印刷して入札当日に持参してください。

イ 委任状（様式第4号）

① 申請者（本人）以外の方（代理人）が入札に参加される場合、代理人は入札日当日に委任状を提出してください。（申請者（本人）が参加される場合は提出不要です）

② 委任状は、市指定のもの（様式第4号）を必ず使用してください。申請者（本人）及び代理人がそれぞれ記入し押印してください。

ウ 入札書（様式第5号）

① 入札書は市指定のもの（様式第5号）を必ず使用してください。

② 金額は、右詰めで算用数字を使用し、はじめの数字の前に¥マークを記入ください。

③ 入札金額には、消費税相当額は含みません。

※契約額は、落札者が入札書に記載した金額（入札金額）に、当該金額の10%に相当する金額を加算した金額となります。

- ④ 入札書の金額の加除訂正はできませんので、記入に際しては、誤りのないよう十分ご注意ください。
- ⑤ 金額以外の記入箇所につきましては、訂正がある場合、訂正印をもって訂正を行ってください。
- ⑥ 代理人の方が入札に参加される場合、提出いただいた委任状に基づき、受任者（代理人）の方が記名・押印をしてください。

エ 印鑑

使用印鑑届に押印した印鑑、若しくはウ⑥の場合は委任状の受任者欄に押印された印鑑となりますのでご注意ください。

オ 筆記用具

黒色のボールペン等容易に消すことができないもの。

(2) 入札の方法

- ① 入札者は、指定の入札書を作成のうえ、入札会場へ持参し提出しなければなりません。郵便による入札はできません。
- ② 入札は入札書をそのまま裏返しで入札箱に提出して行います。封筒に封入する必要はありません。
- ③ いったん提出した入札書は、その理由の如何に関わらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。
- ④ 開札は、入札締切後直ちに行います。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札参加の資格のない者のした入札
- ② 委任状を提出しない代理人のした入札
- ③ 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- ④ 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- ⑤ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑥ 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正が容易な筆記用具により記入された入札
- ⑦ 同一入札について、他人の代理を兼ねた、又は2通以上の入札書を提出した者の入札
- ⑧ 談合その他不正の行為があったと認められる入札

8 落札者の決定方法

入札に際しては、入札の結果最高の価格をもって応札された方を落札者とします。

なお、同じ価格の応札者が2名以上あった場合は、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。

9 契約の締結

落札者は、落札決定後、令和8年4月1日(水)付けで市が指定する売買契約書により契約を締結していただきます。

10 売却代金の納入

原町斎場火葬炉残骨灰売却仕様書のとおり、売却代金を、その処理等が完了するごとに、市が発行する納入通知書または請求書により納入期限までに納入するものとします。

11 引き渡し後の手続き

- (1) 原町斎場火葬炉残骨灰売却仕様書のとおり処理を行ってください。

12 入札辞退

- (1) 入札を辞退するときは、令和8年2月12日（木）17時までに、クリーン原町センターまで「入札辞退届」（様式第6号）を提出してください。

13 諸費用

必要に応じて契約書に貼付する収入印紙等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

14 その他

- (1) 施設内での移動及び入札時は、静粛をお願いいたします。入札執行上問題があると見なした場合、入札参加資格を剥奪し、入札会場から退場していただく場合もあります。
- (2) この募集要項に定めのない事項については、南相馬市財務規則及びその他関係法令の定めるところによります。

原町斎場火葬炉残骨灰売却仕様書

第1 目的

南相馬市（以下「甲」という。）が、斎場の維持管理等に要する財源を確保するため、原町斎場において発生する火葬炉残骨灰（以下「残骨灰」という。）の売渡しを実施するにあたり、その条件等を示すことを目的とする。

第2 基本的事項

残骨灰の売却を受ける者（以下「乙」という。）は、残骨灰を回収し、その代金を処理重量に応じて甲に納入するとともに、必要な分別を行った上で、環境衛生及び安全上支障のないよう、それぞれ関係法令等に基づき適正に処理するものとする。

第3 売渡しの対象となる残骨灰

令和8年4月1日以降に発生する残骨灰のうち、令和9年3月31日までに回収及び処理等が完了する残骨灰とする。（参考：令和7年度における発生残骨灰約1,000kg）

第4 契約方法

残骨灰1kgあたりの単価契約（単位：円/kg）とする。

第5 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第6 残骨灰の回収

乙は、甲及び指定管理者と日程を協議の上、原町斎場（南相馬市原町区上北高平字東高松30番地）において残骨灰の回収を行うものとし、回収後は速やかに、第7に定める処理等を実施するものとする。なお、回収までの間に必要な、残骨灰保管のための容器等は乙において用意し、甲及び指定管理者の指示する場所に設置するものとする。

第7 残骨灰の処理等

乙は、回収した残骨灰について、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 残骨灰は、礼節をもって丁重に扱うこと。
- (2) 残骨灰は、破損しにくく耐久性があり密封できる構造の容器に詰め、甲の指定する場所で、乙が用意した車両等に積み込むものとする。
- (3) 残骨灰を搬送する際は、容器が荷崩れしないよう固定し、荷台をシートで被うなど、残骨灰が飛散することのないよう十分な対策を講じること。
- (4) 各工程での残骨灰の保管は、飛散又は流出することのないよう建物内の場所で行うこと。
- (5) 残骨灰を処理する際は、処理施設内で中間処理し、焼骨（骨粉）、有価物（貴金属等）、その他に分別すること。

- (6) 中間処理施設敷地は自社所有地であること。他社名義所有地であるときは土地所有者と土地使用に係る賃貸借契約を締結すること。
- (7) 分別時の有害物質については、関係法令を遵守の上、適正に処理すること。
- (8) 自社以外へ搬出し処理する場合は、搬出入に関する伝票等の写しを提出すること。
- (9) 残骨灰の処理の過程において、人骨が残存していた場合はこれを回収し、供養地へ丁寧に埋葬し供養すること。

第8 残骨灰の処理等に係る経費

残骨灰の回収、運搬、処理、保管並びに供養埋葬に要する一切の経費は、乙の負担とする。

第9 火葬炉残骨灰処理等実施計画書の提出

乙は、残骨灰の処理等を実施するにあたり、事前に火葬炉残骨灰処理等実施計画書を甲に提出しなければならない。

第10 報告書の提出

乙は、残骨灰の処理等を終了したときは、延滞なく火葬炉残骨灰処理等実施報告書を、作業実施状況写真とともに甲に提出しなければならない。

第11 代金の納入

残骨灰の代金について、乙は、その処理等が完了するごとに、甲が発行する納入通知書または請求書により納入期限までに甲に納入するものとする。

第12 管理義務

乙は、残骨灰の回収及び処理等の着手から完了に至るまで、その全体の管理及び使用人等の行為について、全て責任を負わなければならない。

第13 その他

この仕様書は、原町斎場から発生する残骨灰の売却に関する事項の大要を示すものであり、売却にあたり必要となる業務等について、本要項に明記していない内容であっても、他との関連性から判断して常識的に必要と認められるものについては、乙において実施するものとする。